

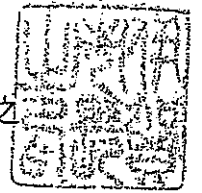


伊賀市告示第 163 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 19 日

伊賀市長 今 岡 睦 之



1 伊賀市柘植町字寺山に編入する区域

伊賀市野村字野添 497 の 1 の一部、497 の 5 の一部、498 の一部、502 の一部、503 の 1 から 503 の 3 までの各一部、504 から 506 まで、507 の 1 の一部、507 の 2 の一部、510 の 1 の一部、511 の 1 の一部、512 の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部、字馬ノ瀬 338 の 1 の一部、338 の 2 の一部、339 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

2 伊賀市野村字中ノ屋敷に編入する区域

伊賀市野村字野添 362 の 1 の一部、363 の一部、363 の 2 の一部、364 の一部、368 の一部、369 の一部、369 の 2 の一部、371 の一部、372、373、373 の 2、374、375、376 の一部、377 の一部、382 の一部、384 から 386 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部

3 伊賀市野村字馬ノ瀬に編入する区域

伊賀市柘植町字寺山 1622 の 4 の一部、1625 の 4、1625 の 5 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字馬ノ瀬 338 の 1、337 の 4 に隣接する字寺山の道路である公有地の全部、伊賀市野村字中ノ屋敷 264 の 2 の一部、264 の 3

の一部、280の2の一部、281の2の一部、282の1の一部、283の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字野添355の1の一部、355の2の一部、487の2の一部、488の一部、489の1から489の3までの各一部、496の1、496の2の一部、496の3、496の4、497の1の一部、497の2、497の5の一部、498の一部、499から501まで、502の一部、503の1から503の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部、字野添360の2、361の5に隣接する道路である公有地の一部

4 伊賀市野村字野添に編入する区域

伊賀市野村字中ノ屋敷282の1の一部、283の2の一部、283の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字馬ノ瀬350の3に隣接する道路である公有地の一部

5 伊賀市野村字中ノ屋敷に編入する区域

伊賀市中柘植字東畑530に隣接する字野添の道路である公有地の全部及び伊賀市野村字野添378に隣接する道路である公有地の一部